

平成 20 年 5 月 1 日
金 融 庁

会計基準の同等性に係る欧州委員会の作業報告書の公表について

平成20年4月22日、欧州委員会（EC）は、会計基準の同等性評価に関する作業の一環として、日本、米国、中国、カナダ、韓国の会計基準の同等性に関する作業報告書（注）を公表した。なお、金融庁は、これまでECと、お互いの会計基準等を引き続き認めることにより、双方の市場が開放的なものとなるよう、「日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合」等を通じ、積極的な対話を進めてきたところである。

（注）「国際財務報告基準（IFRS）とEU域外国の会計基準との間のコンバージェンスに関する報告書とEU域外国の規則における欧州連合（EU）の発行者に適用される数値調整措置の撤廃に向けた進捗状況に関する報告」

報告書の要点は以下のとおり。

- （1）本作業報告書は、2006年12月の「目論見書指令施行に関するEC規則改正規則」及び「透明性指令施行に関するEC決定」において、「欧州証券規制当局委員会（CESR）との協議を踏まえ、本年4月までに欧州証券委員会（ESC）及び欧州議会に報告する」ことが求められていたことを受けたものである。なお、本作業報告書は、本年3月末に公表されたCESRによる技術的助言とほぼ同じ内容となっている。
- （2）本作業報告書では、EU域外国の会計基準とIFRSとのコンバージェンスの進捗状況、及び当該EU域外国におけるEU域内企業に対する数値調整措置の撤廃に向けた進捗状況が示されており、日本基準については、以下の通り記載されている。
 - ・日本基準については、ECとしては、現時点では、同等との基準を満たしつつある（on track）ことから、企業会計基準委員会（ASBJ）がコンバージェンス工程表に示された目標を達成できないという事態が起こらない限り、同等との評価を提案することとなろう。
 - ・日本の当局は、EUで採用されたIFRSに基づく財務諸表を作成するEUの発行者に対し、数値調整措置を求めている。

(3) ECは、本作業報告書をESCと欧州議会に提出するとともに、今後、同等性評価に関する具体的な決定案文を提示する方針を示している。なお、一昨年12月のEC規則・決定では、「2009年1月1日の最低6ヶ月前までに、ECは、EU域外国の会計基準の同等性の決定が行われるような措置を講じる」ものとされている。

(4) 本作業報告書におけるその他の主な内容

・ 米国基準に対する評価

米国基準は、IFRSと同等と評価できる。

IFRSに対する数値調整措置の撤廃は、大きな進展である。EUにより採用されたIFRS（IAS39号（注）をカーブアウトしたもの）に関しては、現在、「IASBにより発行された（純粋な）IFRS」への数値調整が必要となっている。ECとしては、この点に関し、IAS39号のカーブアウトの問題の解決に向け、関係者によりあらゆる努力が行われることを期待する。

（注）IAS39号…「金融商品：認識及び測定」

・ 中国基準に対する評価

新たに適用が開始されたばかりであるが、適切に適用されているという情報もあるため、同等性評価を最長2011年まで延期するとともに、当分の間、経過措置を適用する。

・ カナダ基準・韓国基準に対する評価

近いうちにIFRSに切り替える予定であるため、最長2011年まで、経過的に認める。

・ 上記の他、IFRSを既に適用している国（例えば、豪、香港、ニュージーランド、シンガポール、南アフリカ等）については、監査済財務諸表において、「IFRSに準拠している」旨が明確に記載されることが重要。

(5) 今後について

EU域外国の会計基準のコンバージェンスの進捗状況等について、CESRによる技術的支援を得つつ、引き続き、注視するとともに、2011年頃に欧州議会等に報告する。

(参考1) EUの会計基準に対する同等性評価について

EUでは、発行開示にかかる「目論見書指令」(2003年12月採択)及び継続開示にかかる「透明性指令」(2004年12月採択)により、EU域内規制市場に上場するEU域内企業について、2005年1月からIFRSの使用が義務付けられている。また同市場に上場するEU域外国企業についても、2009年1月から、IFRS又はこれと「同等」の基準の使用が義務づけられる予定となっている。このため、ECは、EU域外国の会計基準に対する同等性評価の作業を進めてきている。

(参考2) 同等性評価に関するこれまでの金融庁とEC・CESRの協議等

(URLは金融庁ホームページ公表資料へのリンク先)

- ・ 2004. 11. 18 CESRの公聴会への参加
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/f-20041118-1.html>
- ・ 2004. 12. 21 CESRの概念ペーパー案に対するコメントレター
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/f-20041221-2.html>
- ・ 2005. 5. 27 CESRの助言案に対するコメントレター
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/f-20050527-4.html>
- ・ 2005. 7. 8 CESRの助言(第1次)
- ・ 2006. 11. 27 第1回日EU会計基準の動向に関するモニタリング会合
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20061127.html>
- ・ 2007. 3. 23, 26 第2回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20070327.html>
- ・ 2007. 5. 8 CESRの同等性評価の手続案に対するコメントレター
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20070511.html>
- ・ 2007. 6. 13 山本金融担当大臣が欧州委員会マクリーヴィ委員と面会
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20070614.html>
- ・ 2007. 11. 28 第3回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20071204.html>
- ・ 2008. 1. 21 CESRの助言案に関する公聴会への参加
- ・ 2008. 2. 25 CESRの助言案に対するコメントレター
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20080307-2.html>
- ・ 2008. 3. 3 第4回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合
<http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20080307-1.html>
- ・ 2008. 3. 31 CESRの助言(第2次)